

マイプレミアムサポートサービス利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1条～第9条（略）	第1条～第9条（略）
（契約者の地位の承継）	（契約者の地位の承継）
<p>第10条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。</p> <p>2 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。</p> <p>3 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。</p>	<p>第10条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。</p> <p>2 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、これを証明する書類を添えて当社所定の方法により当社に届け出ていただきます。</p> <p>3 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。</p>
第11条～第26条（略）	第11条～第26条（略）
別紙1（略）	別紙1（略）
料金表（略）	料金表（略）
	附 則（令和5年6月8日 レバN第009600000666-01号）
	（実施期日）
	この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。